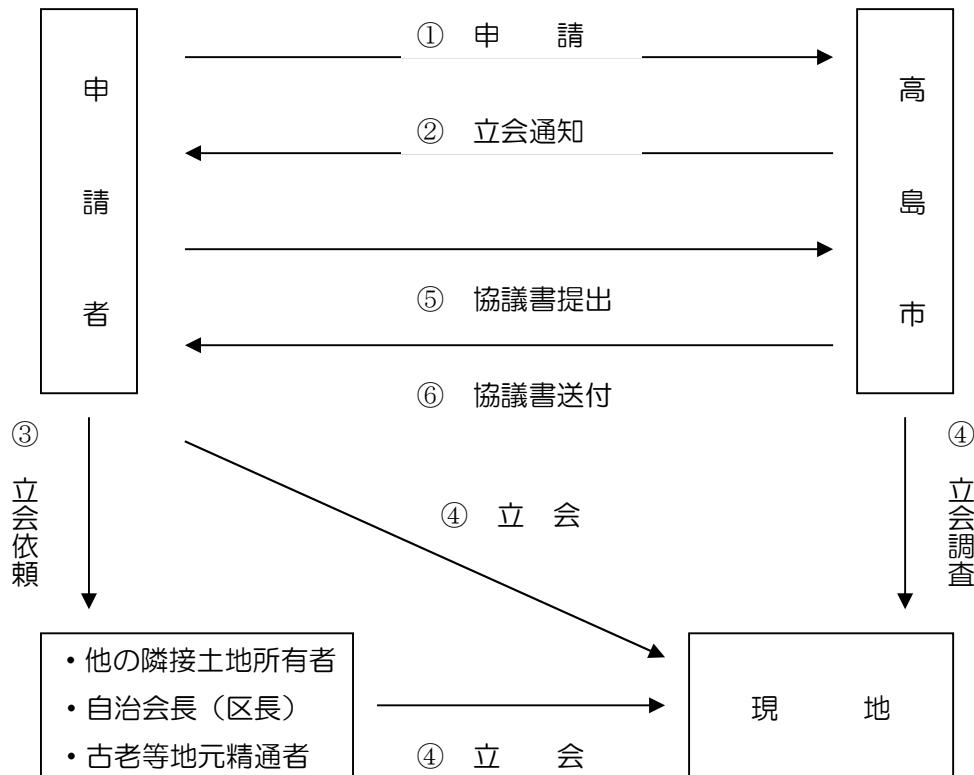


官民地境界確定について

高島市

(1) 手 続



(2) 境界確定申請

公共用財産と民有地との境界確定協議を申請しようとする者は、官民地境界確定申請書に、次に掲げる書類および図面を添えて、これを高島市長に提出するものとする。

① 位置図

縮尺は 1/2,500 から 1/10,000 程度で、周辺の建物・地形・尺度・方位等を記入すること。

また、申請地は黄色で着色し、申請線を朱線で明示すること。

② 法務局備付公図写

法務局備付けの公図（字限図）から、申請線およびその隣接地のすべてを含む広い範囲を転写したものに、次に掲げる事項を記入したものとする。

なお、申請線が字界にある場合は、合成図を作成すること。

- (ア) 申請地を黄色に着色し、申請線を朱書
- (イ) 市・町・大字・字名・地番・地目および土地所有者名
なお、地番、地目および土地所有者名は、申請地・隣接地・対側地に記載
- (ウ) 当該公図の所在する法務局名
- (エ) 当該公図の転写年月日および転写者の氏名・押印

③ 現況平面図

縮尺は 1/250 から 1/500 までの間で、現況を表示するのに適当なものとし、申請線並びにその周辺の地形および地上物件を表示した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。

- (ア) 縮尺および方位
- (イ) 申請地（朱書）
- (ウ) 申請地および隣接地・対側地の地番、地目、および土地所有者名（共有の場合には共有者全員）
- (エ) 申請者の主張する境界申請線を朱線により明示（官民地境界申請線と明示すること。）
なお、境界確定済線がある場合は、緑色により表示（官民地境界確定済線と表示すること。確定年月日も記入。）
- (オ) 公公用財産の表示（市道名・法定外公共物（里道・水路）等）
- (カ) 河川法の適用を受ける河川がある場合は、河川の名称等
- (キ) 横断図面の横断線
- (ク) 測量年月日、図面作成年月日
- (ケ) 図面作成者の氏名・押印

④ 横断図

縮尺が 1/50 から 1/100 程度のものとし、地形に応じて必要な箇所について作成し、次に掲げる事項を記入したものとする。

- (ア) 申請者の主張する境界申請線を朱線により明示（官民地境界申請線と明示すること。）
なお、境界確定済線がある場合は、緑色により表示（官民地境界確定済線と表示すること。）
- (イ) 申請地の表示（地番、所有者名。対側地も表示）
- (ウ) 公公用財産の表示（市道名・法定外公共物（里道・水路）等）
- (エ) 対側土地の表示（地番、所有者含む）
- (オ) 測量年月日、図面作成年月日
- (カ) 図面作成者の氏名・押印

⑤ 隣接土地所有者一覧表

申請地、隣接地および対側土地等を記入し、次に掲げる事項を記入したものとする。

ただし、対側地については、道路用地である場合でその幅員が4mを超える場合は、記載を省略することができる。

- (ア) 調査法務局名の記入
- (イ) 申請箇所の着色、備考欄への表示
- (ウ) 作成者の氏名・押印

⑥ 登記事項証明書

申請者所有地の登記事項証明書を添付すること。(発行後、3ヶ月以内)

なお、隣接する公共用財産が有番地の場合は、当該地の登記事項要約書を添付すること。

⑦ 関係土地地積測量図および丈量図

申請地および隣接土地に地積測量図等の参考となる図面が存在するときは添付すること。

⑧ 現況写真

申請箇所の現況が分かる写真を添付すること。

⑨ その他市長が必要と認める図書

(ア) 登記事項証明書に記載されている土地所有者の住所と現住所が異なるときは住所の沿革が判断できる資料を添付すること。(住民票、戸籍の附表等)

(イ) 登記事項証明書に記載されている土地所有者が死亡しているときは、相続人が判明できる書類を提出すること。(相続関係図等)

(3) 申請書提出部数

1部

(4) 境界確定協議

官民境界の確定協議が、現地で成立したときは、申請者はすみやかに官民地境界確定協議書に、次に掲げる書類および図面を袋とじし、表と裏に隣接土地所有者の割印をした上で、高島市に2部提出するものとする。(ただし、乙欄が複数の場合は、必要部数とする。)

① 協議書

公共用財産は正確に明記すること。(市道名・法定外公共物(里道・水路)等)

甲の欄には、

「 公公用財産管理者

滋賀県高島市新旭町北畠565番地

高島市

高島市長 今城克啓

」

と記載すること。

- ② 印鑑登録証明書
甲が所管する協議書に原本を添付すること。(発行後、6ヶ月以内)
- ③ 官民地境界確定承諾書
承諾書には、現地において立会いを行った、次に掲げる者の承諾が必要となる。
 - (ア) 承諾者(隣接および対測土地所有者等)の住所、氏名を自筆で署名・押印
 - (イ) 自治会長(区長)は公印を押印
 - (ウ) その他必要な利害関係人の承諾
- ④ 位置図
申請書と同様に作成すること。ただし、申請地は確定地と表示を変更すること。
- ⑤ 法務局備付公図写
申請書と同様に作成すること。
- ⑥ 現況平面図
 - (ア) 申請書と同様に作成すること。ただし、申請線は官民地境界確定線と表示を変更すること。
 - (イ) 境界線が復元できるよう、できるかぎり固定構造物に引照点を設置すること
なお、原則マンホールは認めないが、他に固定構造物が無い場合に限り、これを認める。
 - (ウ) 確定地の表示をすること。
 - (エ) 境界杭を明示すること。
 - (オ) 座標点名、座標値一覧、点間距離を記入すること。ただし、座標地一覧については、別紙としても差し障りはない。
 - (カ) 距離は小数点第3位を切り捨てし、m単位で表示すること。
- ⑦ 横断図
申請書と同様に作成すること。ただし、申請地は確定地と、申請線は官民地境界確定線と表示を変更すること。
- ⑧ 隣接土地所有者一覧表
申請書と同様に作成すること。ただし、申請地は確定地と表示を変更すること。
- ⑨ 写真
境界標と引照点の写真を添付すること。
- ⑩ その他
 - (ア) 申請者が法人の場合は、代表者事項証明書を添付すること。
 - (イ) その他必要な書類を添付すること。

その他官民境界確定協議書の注意事項

1. 官民地境界確定線は、申請地に接する部分のみ朱線で表示し、対側地も官民地境界予定線として横断図に確定線からの距離を表示し、黒線で表示する。
2. 官民地境界確定は、境界確定協議書を作成することによって完結するので、境界確定協議書の提出は、現地立会い後早急に提出願いたいが、おそらくても3ヶ月以内に提出して下さい。
なお、1年を経過してもなお協議書の提出が無い場合は、連絡のうえ取り下げていただることとなります。